

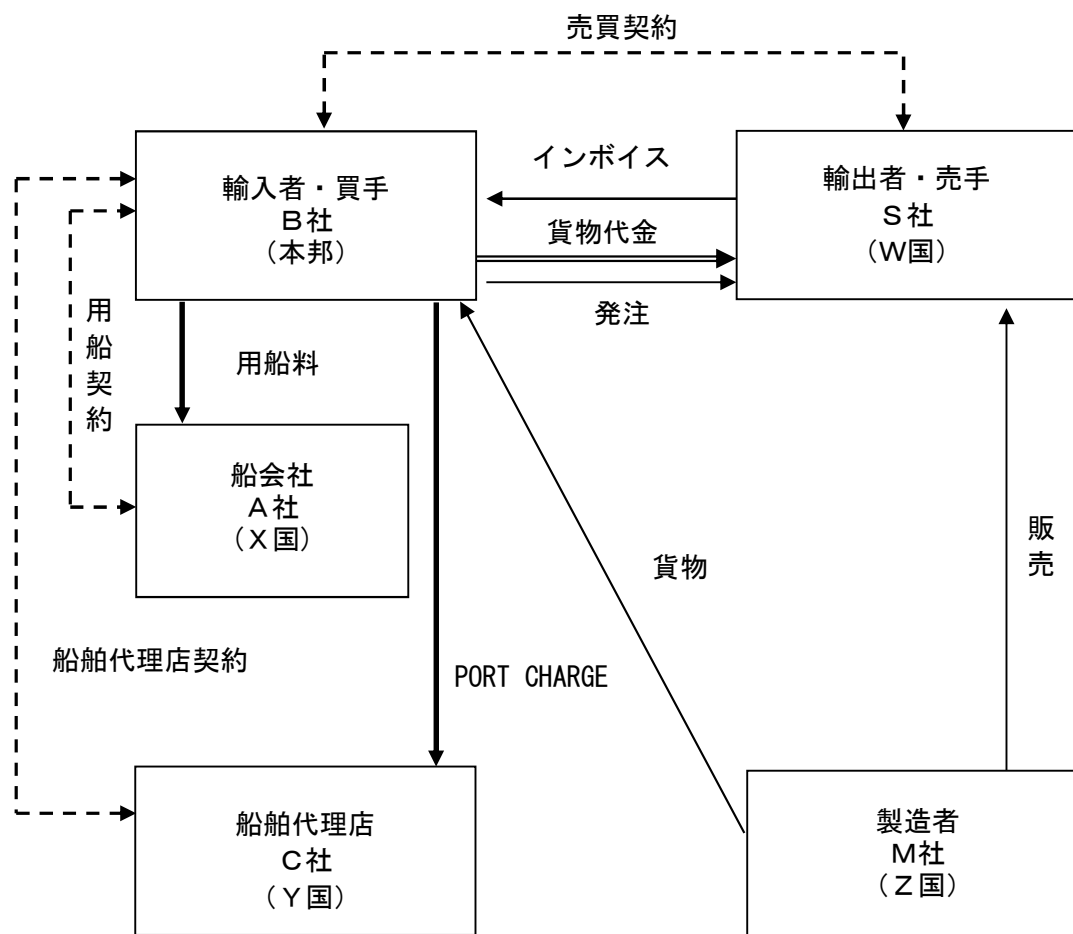
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

複数港揚げの場合の運賃等の算出方法について

照 会							
照会内容等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">① 輸入貨物の品名</td> <td>鉱物性燃料（税表分類：第 27 類）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 照会の趣旨</td> <td> 1. 関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「輸入港に到着する」とは、本件輸入貨物においてはいずれの時点であるか 2. 船舶代理店に支払う PORT CHARGE として一括請求される各費用の輸入貨物の課税価格への算入の取扱いについて 3. 複数の港において輸入貨物を船卸しする場合の運賃の算出方法について </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由</td> <td>別紙 1 のとおり。</td> </tr> </table>	① 輸入貨物の品名	鉱物性燃料（税表分類：第 27 類）	② 照会の趣旨	1. 関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「輸入港に到着する」とは、本件輸入貨物においてはいずれの時点であるか 2. 船舶代理店に支払う PORT CHARGE として一括請求される各費用の輸入貨物の課税価格への算入の取扱いについて 3. 複数の港において輸入貨物を船卸しする場合の運賃の算出方法について	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。
① 輸入貨物の品名	鉱物性燃料（税表分類：第 27 類）						
② 照会の趣旨	1. 関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「輸入港に到着する」とは、本件輸入貨物においてはいずれの時点であるか 2. 船舶代理店に支払う PORT CHARGE として一括請求される各費用の輸入貨物の課税価格への算入の取扱いについて 3. 複数の港において輸入貨物を船卸しする場合の運賃の算出方法について						
③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。						
④ 関係する法令条項等	関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号						
⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料						

回 答			
回答年月日	令和元年 5 月 30 日	回答者	横浜税関業務部首席関税評価官
回答内容	<p>別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。</p>		

1. 取引形態図



2. 取引の概要

(1) 本邦所在の輸入者であり、買手であるB社（以下「買手」という。）は、W国所在の輸出者であり、売手であるS社（以下「売手」という。）との間で売買契約を締結し、売手がZ国所在のM社より取得したZ国産の鉱物性燃料（以下「輸入貨物」という。）を積地にて FOB 条件で購入し、輸入します。

買手と売手との間に特殊関係はありません。

(2) 輸入貨物の運送にあたっては、買手はX国所在のA社（以下「船会社」という。）と定期用船契約（以下「用船契約」という。）を締結し、毎月一月分の定期用船料及び運航諸経費（以下「用船料」という。）を買手は船会社に対し支払っています。

本件取引において、買手は、用船した船舶で、輸入貨物を、本邦の3つの港において船卸します。

(3) 買手は、船会社に支払う用船料とは別に、Y国所在の船舶代理店C社（以下「船舶代理店」という。）と船舶代理店契約を締結し、揚港に船舶が入港し、出港するまでの各種手配の業務を委託し、当該業務の対価として、揚港ごとに PORT CHARGE を支払っています。PORT CHARGE のうち一部の費用については、輸入申告時に確定していないため、輸入許可前引取（BP）承認申請を行います。

なお、PORT CHARGE の詳細は次のとおりです。

① トン税

外国貿易船の開港への入港時に発生する税金を、船舶代理店が立替払いをした分を、買手に請求したもの。第1港、第2港、第3港で発生する費用。

②入港料

各港湾の利用につき港湾管理者が徴収する料金について、船舶代理店が立替払いした分を買手に請求したもの。第1港、第2港、第3港で発生する費用。

③BAY 水先案内人費用（入港）

入港時、港湾の入り口から航路を通り湾内を安全に航行させるために乗船する水先人免許を持ったパイロットの乗船にかかる費用。各港湾の水先人会より請求を受け、船舶代理店が立替払いした分を買手に請求したもの。第1港、第2港で発生する費用。

④BAY 水先案内人費用（出港）

出港時、航路を通り港湾の出口へと湾内を安全に航行させるために乗船する水先人免許を持ったパイロットの乗船にかかる費用。各港湾の水先人会より請求を受け、船舶代理店が立替払いした分を買手に請求したもの。第1港、第2港で発生する費用。

⑤水先案内人費用（入港）

入港時、港内で本船の離着岸を担当するために乗船する水先案内人の資格を持ったパイロットの乗船にかかる費用。各港湾の水先人会より請求を受け、船舶代理店が立替払いした分を買手に請求したもの。第1港、第2港、第3港で発生する費用。

⑥水先案内人費用（出港）

出港時、港内で本船の離着岸を担当するために乗船する水先案内人の資格を持ったパイロットの乗船にかかる費用。各港湾の水先人会より請求を受け、船舶代理店が立替払いした分を買手に請求したもの。第1港、第2港、第3港で発生する費用。

⑦タグ費用（入港）

入港時、タグボートを配備し、本船の港内航行のための進路警戒業務、着岸の補助作業等に從事させるための費用。曳船運航者より請求を受け、船舶代理店が立替払いした分を買手に請求したもの。第1港、第2港、第3港で発生する費用。

⑧タグ費用（出港）

出港時、タグボートを配備し、本船の港内航行のための進路警戒業務、離岸の補助作業等に從事させるための費用。曳船運航者より請求を受け、船舶代理店が立替払いした分を買手に請求したもの。第1港、第2港、第3港で発生する費用。

⑨外航船舶綱取綱放料

入港時に本船を岸壁にロープを張りつめて固定させ、出港時には、張りつめたロープを緩めて本船を海へと離す作業費用。港湾荷役実施者より請求を受け、船舶代理店が立替払いした分を買手に請求したもの。請求書の明細により、入港時の固定作業費用と出港時のロープを緩める作業費用を分けることができる。第1港、第2港、第3港で発生する費用。

⑩荷役警戒船料

輸入貨物の船卸し作業時に、港湾内で危険物を積載している本船の周囲の警戒業務を行い、又、非常時には初動防災作業も行う船舶の費用。警戒船運航者より請求を受け、船舶代理店が立替払いした分を買手に請求したもの。警戒船運航者からの請求金額には、船舶のパイロットの乗船時間から船舶が基地に戻るための移動時間に係る費用まで含まれる事もあるが、費用自体は、輸入貨物の船卸し作業時に船舶周辺を警戒・防災することを目的として支払われるものである。第1港、第2港、第3港で発生する費用。

⑪警備員費用

輸入貨物の船卸し作業時に、荷役の状況を本船上から監視する警備員の費用。警戒業務実施者より請求を受け、船舶代理店が立替払いした分を買手に請求したもの。警戒業務実施者からの請求金

額には、着棧前の準備として、警備員の現場での待機時間に係る費用も含まれるが、費用自体は、輸入貨物の船卸し作業時に船舶周辺を警戒することを目的として支払われるものである。第1港で発生する費用。

(4) また、本船の入港時間や荷役準備完了通知時間等の記録として、荷役終了後に船長がサインすることにより船会社から発行され、買手と船舶代理店に渡される荷役時間表という書類があります。

当該荷役時間表記載の、本船が輸入港に入港する際のスケジュールについての説明は以下の通りです。

① 「FREE PRATIQUE GRANTED」(検疫済み)

検疫当局により検疫審査を通過し、検疫済みを認められた時。

② 「END OF SEA PASSAGE」(大洋航海終了)

大洋(外洋)航海を終了した時、又は港内航行に備えてエンジンをスタンバイとした時。

③ 「NOR TENDERED」(荷役準備完了通知提出)

船側において船卸し等ができる状態になり、港に対し荷役準備完了通知を発した時。

④ 「COMMENCE DRIFTING」(漂泊開始)

漂泊のため、主要機関をアイドリングとした時、又はごく低速航行に移行した時。

⑤ 「COMMENCE PROCEEDING TOWARD PILOT STATION」(水先案内人乗船場所へ向けて航行開始)

航行のため主要機関の回転数を上げた時、又は推進が認められた時。

⑥ 「PILOT ON BOARD」(水先案内人乗船)

水先案内人が乗船した時。

⑦ 「NOR ACCEPTED」(荷役準備完了通知受理)

用船者・荷受人・荷送人・ターミナルなどによって荷役準備完了通知が受理された時。

⑧ 「FIRST LINE ASHORE」(着棧(着岸・着漂)開始)

最初の係船索(船舶を係留するために使う綱)が陸上に渡った時。

⑨ 「ALL FAST」(着棧(着岸・着漂)完了)

全ての係船索(船舶を係留するために使う綱)を取り、固縛が完了した時。

⑩ 「PILOT AWAY」(水先案内人下船)

水先案内人が下船した時。

⑪ 「SHORE GANGWAY DOWN」(陸側ギャングウェイ(人道橋)設置)

陸側ギャングウェイ(人道橋)がデッキ上に降り、固定された時。

⑫ 「CARGO ULLAGING INITIAL」(初期貨物アレッジ(検尺))

荷役前の検尺が終わった時。

⑬ 「CARGO CALCULATIONS INITIAL」(初期貨物量計算)

荷役前の貨物量計算が終わった時。

⑭ 「CARGO ARMS CONNECTED」(貨油アーム結着)

貨油アームを本船マニフォールド(タンクの底から伸びたパイプの出口)に接続し、漏洩なく結着している事が確認された時。

⑮ 「SAFETY MEETING/CHECKLIST」(安全ミーティング・チェックリスト)

各種チェックリストによるチェックを完了させ、荷役前会議を完了した時。

なお、輸入許可前引取 (BP) 承認申請時に未確定であった PORT CHARGE の金額が確定し、輸入許可前引取貨物の輸入 (IBP) 申告を行う際には、従来通り当該荷役時間表記載の時刻を参照して輸入港到着時刻を特定し、申告すべき費用を計算します。

3. 関税評価に対する照会者の見解

PORT CHARGE として船舶代理店より一括請求される費用のうち、トン税、入港料および日本国での消費税額は、関税定率法施行令第 1 条の 4 第 3 号に規定する「本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の公課」に該当し、輸入貨物の課税価格に含まないものと考えます。

また、当該 PORT CHARGE の諸費用の内、BAY 水先案内人費用 (入港)、BAY 水先案内人費用 (出港)、水先案内人費用 (入港)、水先案内人費用 (出港)、タグ費用 (入港)、タグ費用 (出港)、外航船舶綱取綱放料、荷役警戒船料、警備員費用について、関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」は、荷役時間表記載の「ALL FAST」時刻までの費用と考えます。

なお、通達 4-8 (2) に「輸入港に到着する」とは、「・・・輸入貨物の船卸し等ができる状態になることをいう。」と規定されています。本件輸入貨物については、船側においては船卸し等ができる状態になると港に対し「NOR (荷役準備完了通知)」を発します。また、港側においては着岸後、直ちに船卸しを開始されます。綱をとってブイにつなぐ作業が終了したときが、荷役時間表記載の「ALL FAST」であり、この時点が輸入貨物の船卸し等ができる状態になるときであると考えます。

【回答内容】

本事案における輸入港到着の時点は荷役時間表記載のタイムスケジュールに当てはめると、「ALL FAST」の時点と判断します。

各港で発生するPORT CHARGEのうち、「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当する費用については、各港で輸入される貨物の課税価格に算入されます。

前港で発生し、前港で輸入する貨物の「輸入港到着後の運賃等」とされたPORT CHARGEは、当該港で輸入する貨物の「輸入港到着後の運賃等」ではありません。したがって、同PORT CHARGEは「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」として、当該港で輸入される貨物の課税価格に算入されます。

なお、「輸入港到着後の運賃等」のうち、「輸入港における船卸し等の費用」は、当該港に到着後、貨物を船卸しするための荷役の費用であるため、当該港で輸入する貨物の課税価格のほか、次港以降で輸入する貨物の課税価格にも算入されません。

更に、最終港である第3港で発生する「輸入港到着後の運賃等」については、第1港で輸入される貨物の課税価格、第2港で輸入される貨物の課税価格、第3港で輸入される貨物の課税価格のいずれにも算入されません。

【理由】

1. 関係法令等

関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とするとされており、その運賃等の額として、法第4条第1項第1号に「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」が掲げられています。

この「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、法基本通達（以下「通達」という。）4-8（3）イにおいて、「輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、当該運送契約に基づき当該運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用」とされており、通達4-8（6）ロにおいては、輸入取引に係る契約において輸入貨物の輸入港までの運賃を買手が負担することとされている場合（FOB契約等の場合）は、当該運賃は現実支払価格に含まれていないものとして取り扱い、当該輸入貨物を輸入港までに運送するために実際に要した運送費用の額を、その負担者を問わず加算するとされています。

また、通達4-8（5）において、「その他当該運送に関連する費用」とは輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払われる費用とされています。

更に、通達4-8（7）において、輸入港までの運賃等は、次に掲げるような輸入貨物の輸入港到着後の運賃等を含まないとされており、イにおいて「輸入港到着後の運賃等」として、「輸入港における船卸し等の費用（例えば、船内荷役、沿岸荷役その他これらに類する荷役のための費用）」が規定されています。

2. 法第4条第1項本文に係る検討（輸入取引）

B社は、自己と特殊関係にないW国所在のS社と「売買契約」を締結し、当該売買契約に基づき、S社から輸入貨物を購入（輸入）していることから、B社とS社の間の売買が法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、B社が買手、S社が売手となります。

3. 法第4条第1項第1号に係る検討

(1) 「輸入港に到着する」とは、いずれの時点であるか

通達4-8（2）において、「輸入港に到着する」とは、単に輸入港の港域に到着することを意味するのではなく、「輸入貨物の船卸し等ができる状態になる」とされています。

本件の場合、船側においては「NOR（荷役準備完了通知）」を港に対して発した時点で船卸し等ができる状態になり、港側においては本船が着岸後に直ちに船卸しが開始されるとしています。これ

らのことから、本船が揚地のバースに着岸した時点で輸入貨物の船卸しが実質的に可能となり、「輸入貨物の船卸し等ができる状態になる」と認められます。

これを本件の荷役時間表記載のタイムスケジュールに当てはめると、全ての係船索（船船を係留するために使う綱）を取り、固縛が完了した時である「ALL FAST」（着棧（着岸・着漂）完了）の時点が「輸入港に到着する」時点といえます。

（２）用船料の輸入貨物の課税価格への算入の取扱いについて

本件輸入貨物の売手と買手との売買契約上の取引条件はFOB条件であり、買手は船会社と用船契約を締結し用船料を支払うことから、当該用船料のうち「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当する額については、輸入貨物の課税価格に算入されます。

本件においては、前港（前航海）における船卸し等が終了した時を「買手が用船した船舶が、輸入貨物を運送するための業務を開始したものと解釈される時点」と解釈して始期とし、輸入港で「輸入貨物の船卸し等ができる状態」（ALL FASTの時点）を終期として算出した運送期間を基に計算します。

この場合、各港における船卸し等の期間は、当該各港における輸入貨物の船卸しのための用船期間と考えられるため、通達４－８（７）イにより加算すべき用船料の計算期間には含みません。

よって、当該始期の時点から終期である第１港に到着するまで（ALL FASTの時点）の運送に要する運賃は、第１港以降で船卸しされる輸入貨物の課税価格に算入されます。

同様に、第１港から第２港まで及び第２港から第３港までについても、「第１港及び第２港において輸入貨物を運送するための業務を開始したものと解釈される時点」から次港に到着するまで（ALL FASTの時点）の運送に要する運賃が輸入貨物の課税価格に算入されます。

なお、各港までの運賃は、客観的な資料に基づき、重量又は輸入貨物の運送に要した期間等により適切に按分して算出することとなります。

（３）PORT CHARGEとして一括請求される各費用の輸入貨物の課税価格への算入の取扱いについて

イ PORT CHARGEとして一括請求される各費用が「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当するか否か

まず、PORT CHARGEとして各港において請求される費用が、当該港における「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当するかを検討します。複数港において貨物が船卸しされる場合、全体として当該費用がどのように取り扱われるかについては、次節にて検討します。

① トン税

トン税は、船舶が輸入港に入港するごとに船舶の純トン数に応じて日本国税関により課される税金です。また、とん税法第１条の規定によれば、当該費用は外国貿易船の開港への入港を課税物件としており、「開港への入港」とは、とん税法基本通達１－１より、船舶が開港内の特定の場所に停泊する目的をもって当該場所に到着することをいうとされていることから、当該費用は通達４－８（２）により輸入港到着までに発生する費用と考えられ、よって法第４条第１項第１号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当します。

なお、法施行令第１条の４第１項第３号では、輸入貨物に課される関税その他の公課は現実支払価格には含まれないことが定められていますが、トン税は船舶の入港に対して課される税金であるため、当該規定を適用することはできません。

② 入港料

本件における「入港料」は、本船が入港する港湾を利用するために支払う費用であり、当該費用は通達４－８（２）により輸入港到着までに発生する費用と考えられ、よって法第４条第１項第１号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当します。

③ BAY 水先案内人費用（入港）

本件における「BAY 水先案内人費用（入港）」は、本船の入港時、港湾の入り口から航路を通り湾内を安全に航行させるために乗船する水先人免許をもったパイロットの乗船にかかる費用であり、当該費用は通達４－８（２）により輸入港到着までに発生する費用と考えられ、よって法第４条第１項第１号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当します。

④BAY 水先案内人費用（出港）

本件における「BAY 水先案内人費用（出港）」は、本船の出港時、航路を通り港湾の出口へと湾内を安全に航行させるために乗船する水先人免許をもったパイロットの乗船にかかる費用であり、当該費用は輸入港到着後、次港へ航行するために発生する費用であると考えられ、法第４条第１項第１号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」には該当せず、「輸入港到着後の運賃等」となります。

⑤水先案内人費用（入港）

本件における「水先案内人費用（入港）」は、本船の入港時、港内で本船の離着岸を担当するために乗船する水先案内人資格を持ったパイロットの乗船にかかる費用であり、当該費用は通達４－８（２）により輸入港到着までに発生する費用と考えられ、よって法第４条第１項第１号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当します。

⑥水先案内人費用（出港）

本件における「水先案内人費用（出港）」は、本船の出港時、港内で本船の離着岸を担当するために乗船する水先案内人資格を持ったパイロットの乗船にかかる費用であり、当該費用は輸入港到着後、次港へ航行するために発生する費用であると考えられ、法第４条第１項第１号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」には該当せず、「輸入港到着後の運賃等」となります。

⑦タグ費用（入港）

本件における「タグ費用（入港）」は、本船の入港時、タグボートを配備し、本船の港内航行のための進路警戒業務、着岸の補助作業等に從事させるための費用であり、当該費用は通達４－８（２）により輸入港到着までに発生する費用と考えられ、よって法第４条第１項第１号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当します。

⑧タグ費用（出港）

本件における「タグ費用（出港）」は、本船の出港時、タグボートを配備し、本船の港内航行のための進路警戒業務、離岸の補助作業等に從事させるための費用であり、当該費用は輸入港到着後、次港へ航行するために発生する費用であると考えられ、法第４条第１項第１号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」には該当せず、「輸入港到着後の運賃等」となります。

⑨外航船舶綱取綱放料

本件における「外航船舶綱取綱放料」は、本船の入港時には岸壁にロープを張りつめて固定させ、本船の出港時には、張りつめたロープを緩めて本船を海へと離す作業費用であり、請求書の明細により、入港時の固定作業費用と出港時のロープを緩める作業費用を分けることができます。

よって、入港時の固定作業費用は、通達４－８（２）により輸入港到着までに発生する費用と考えられ、法第４条第１項第１号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当し、出港時のロープを緩める作業費用は、輸入港到着後、次港へ航行するために発生する費用であると考えられ、法第４条第１項第１号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」には該当せず、「輸入港到着後の運賃等」となります。

⑩荷役警戒船料

本件における「荷役警戒船料」は、本船に積載された輸入貨物の船卸し作業時に、港湾内で危険物を積載している本船の周囲の警戒業務を行い、また、非常時には初動防災作業も行う船舶の費用であり、当該費用は法第4条第1項第1号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」には該当せず、輸入港到着後の運賃等、より具体的には通達4-8(7)イの「輸入港における船卸し等の費用」となります。

⑪警備員費用

本件における「警備員費用」は、本船に積載された輸入貨物の船卸し作業時に、荷役の状況を本船上から監視する警備員の費用であり、当該費用は、法第4条第1項第1号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」には該当せず、輸入港到着後の運賃等、より具体的には通達4-8(7)イの「輸入港における船卸し等の費用」となります。

ロ 貨物が複数港にて船卸しされる場合において、各港におけるPORT CHARGEの各費用の取扱い次に、上記イで検討した各港において請求される費用が、複数港において貨物を船卸しする場合に、全体においてどのように取り扱われるかを検討します。

第1港で発生するPORT CHARGEのうち、「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当する費用については、第1港で輸入される貨物の課税価格に算入され、「輸入港到着後の運賃等」については、第2港及び第3港で輸入される貨物を運送するために出港時に発生する役務の対価として支払われるものであり、第2港及び第3港での「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当し、当該港で輸入される貨物の課税価格に算入されます。

なお、「輸入港到着後の運賃等」のうち、「輸入港における船卸し等の費用」は、当該港に到着後、貨物を船卸しするための荷役の費用であるため、通達4-8(7)イにより当該港で輸入する貨物の課税価格に含まれず、また当該荷役作業は当該港にて完了するものであり、次港まで貨物を運送するための費用とも考えられないことから、次港以降で輸入する貨物の課税価格にも算入されません。

第2港及び第3港で発生するPORT CHARGEのうち、「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当する費用については、第1港と同様、当該港で輸入される貨物の課税価格に算入されます。

更に、第2港で発生する「輸入港到着後の運賃等」についても、第1港での当該費用と同様、第3港で輸入される貨物を運送するために出港時に発生する役務の対価として支払われることから、第3港で輸入される貨物の課税価格に算入されます。また、第2港で発生する「輸入港における船卸し等の費用」については、第1港同様、当該港における荷役費用であることから、第2港及び第3港で輸入される貨物の課税価格のいずれにも算入されません。

そして、最終港である第3港で発生する「輸入港到着後の運賃等」及び「輸入港における船卸し等の費用」については、全ての貨物が輸入港に到着した後に発生する費用ですので、第1港で輸入される貨物の課税価格、第2港で輸入される貨物の課税価格、第3港で輸入される貨物の課税価格のいずれにも算入されません。

以上を踏まえ、第1港から第3港までの各港において船卸しされる輸入貨物の課税価格に含まれるPORT CHARGEの諸費用は、具体的には以下のように整理されます。

①第1港で船卸しされる輸入貨物に加算される費用

第1港で発生するトン税、入港料、BAY水先案内人費用(入港)、水先案内人費用(入港)、タグ費用(入港)及び外航船舶綱取綱放料のうち入港時の固定作業費用については、第1港について法第4条第1項第1号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当し、第1港で船卸しされる輸入貨物の課税価格に算入されます。

②第2港で船卸しされる貨物に加算される費用

第2港で発生するトン税、入港料、BAY水先案内人費用（入港）、水先案内人費用（入港）、タグ費用（入港）及び外航船舶綱取綱放料のうち入港時の固定作業費用については、第2港について法第4条第1項第1号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当し、第2港で船卸しされる輸入貨物の課税価格に算入されます。

また、第1港で発生するBAY水先案内人費用（出港）、水先案内人費用（出港）、タグ費用（出港）及び外航船舶綱取綱放料のうち出港時のロープを緩める作業費用は、第1港においては「輸入港到着後の運賃等」ですが、第2港及び第3港においては「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当し、第2港及び第3港で船卸しされる輸入貨物の課税価格に按分して算入されます。

③第3港で船卸しされる貨物に加算される費用

第3港で発生するトン税、入港料、水先案内人費用（入港）、タグ費用（入港）及び外航船舶綱取綱放料のうち入港時の固定作業費用については、第3港について法第4条第1項第1号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当し、第3港で船卸しされる輸入貨物の課税価格に算入されます。

また、第1港で発生するBAY水先案内人費用（出港）、水先案内人費用（出港）、タグ費用（出港）及び外航船舶綱取綱放料のうち出港時のロープを緩める作業費用は、第1港においては「輸入港到着後の運賃等」ですが、第2港及び第3港においては「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当するので、第2港と第3港で船卸しされる輸入貨物の課税価格に按分して算入されます。

更に、第2港で発生するBAY水先案内人費用（出港）、水先案内人費用（出港）、タグ費用（出港）及び外航船舶綱取綱放料のうち出港時のロープを緩める作業費用は、第2港においては「輸入港到着後の運賃等」ですが、第3港においては「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」に該当し、第3港で船卸しされる輸入貨物の課税価格に算入されます。